

第 1 回～第 3 回計画専門委員会配布資料

福祉分野の重点事項 1（地域福祉）（案）（第 1 回配布資料）

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の充実

【検討の視点】

- 超高齢社会の進行と世帯構成の変化、地域のつながりの希薄化などが、孤独・孤立の状態にある人を増加させるとともに、個人や世帯が抱える課題を複雑なものにしている。こうした流れの中、福祉の各制度・分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいと役割を持って助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が一層求められている。
- 目黒区では、「地域共生社会」の実現に向けて、複雑な課題等を抱える人への分野横断的な支援とともに地域づくりを進める包括的な支援体制の整備に取り組んできた。
- 「地域福祉保健医療計画」の策定にあたっては、包括的な支援体制整備に関するこれまでの取組の成果と課題を整理し、新たに実施した地域福祉に関する調査の結果も踏まえ、その更なる展開について検討することが必要である。

【現状・課題】

目黒区における包括的な支援体制は、専門機関等による包括的な相談支援と、地域の活動団体や住民同士の支え合い活動、交流の取組などにより充実が図られてきた。包括的相談支援では、令和 6 年度からの重層的支援体制整備事業の実施等により支援機関の連携や支援者支援が進みつつあると言えるが、地域づくりについては、区や社会福祉協議会による取組の推進が求められ、支援関係機関と地域の連携をいかに進めるかなどの課題がある。

1 重層的支援体制整備事業（参考資料 1：対象事業一覧、支援事例）

- 包括的支援体制整備の手法の一つである重層的支援体制整備事業は、既存の子育て、高齢・介護、障害、生活困窮の分野をつなげ、連携・協働していくことで、制度の狭間の事例や複雑・複合化した課題を抱える事例に対して、チームとしての支援を展開している。
- 同事業の多機関協働事業では、多機関・多職種の職員が参加する「支援会議」等の開催などにより、支援者への支援がなされ、相談支援機関の対応力の向上を図るとともに、既存制度では充足できていない新たなニーズや課題の把握が行われている。こうして把握されたニーズ等を地域づくりや制度運用の改善につなげ、支援体制の整備を進めることが課題となっている。

2 福祉の総合相談窓口（福祉のコンシェルジュ）（参考資料 2：相談実績、支援事例）

- 「ふくしの相談」、「くらしの相談」、「住まいの相談」、「ひきこもりの相談」の 4 つの相談窓口に、それぞれ専門相談員を配置して、ワンストップ型の相談支援を行っている。

区の関係課や多様な関係機関との連携を図り、複数の課題を抱え支援が難しいケースについては、個別ケース会議や重層的支援体制整備事業の支援会議において支援の方向性を確認して、必要な支援につなげるなど、包括的な相談支援に取り組んでいる。

- 関係機関との連携を強化するとともに、各相談支援機関の職員の資質及び能力の更なる向上を図ることが課題である。

3 地域包括支援センター（参考資料3：事業実績）

- 目黒区では、区内の5地区にある地域包括支援センターが、「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として、高齢者だけでなく世代や属性、制度の枠を超えた相談支援と地域づくりの推進に取り組んでいる。
- 総合相談支援では、世帯が抱える複合課題を丸ごと受け止め、他の専門機関や地域の団体等と連携・協働して適切な支援を行うとともに、地域資源につなげる役割を一層果たすことが必要である。また、支援が必要な人が相談につながるように、同センターの積極的な周知が欠かせない。

4 障害者の包括的相談支援（参考資料4：地域生活支援拠点等の事業実績）

- 障害者の増加する相談支援の需要に応えるため、相談に加えて体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ機能を持つ地域生活支援拠点と、相談支援の中核的機関である基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所や関係機関との連携の下、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいる。基幹相談支援センターでは、相談支援事業所への総合的な対応に加え、地域の支援力の向上と関係づくりに資する取組を充実させてきた。
- これらの支援機関は、いずれも人材不足が続き、対応する障害種別に偏りがある。基幹相談支援センターでは、障害種別に関わらず総合的な後方支援を担う体制整備が課題である。

5 コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の活動（参考資料5：CSW等活動報告書）

- 社会福祉協議会に配置されているCSWは、制度の狭間にある日常生活上の困り事や心配事を抱える人や世帯に寄り添い、地域住民や関係機関と連携しながら支援につなげる活動を行っている。相談件数は増加傾向にあり、公的機関や地域の団体など他機関へつなぐ件数も増えている。また、地域づくりでは、地域の団体や企業等を結び付け支援の輪を広げるとともに、居場所づくりへの支援を行っている。
- CSWの活動範囲が広がる中で、その役割の明確化や専門性の向上が課題となっている。住民の参加や関係機関の活用が限定的な場面があり、地域のネットワークを充実させて人材の活用や調整機能を高めるとともに、活動内容をわかりやすく伝えていく必要がある。

6 地域のつながり・支え合い（参考資料5：生活支援コーディネーター等活動報告書）

- 民生委員児童委員が区民と行政、関係機関とのパイプ役として支援や保護につなげる活動を行っている。また、「ちょっと気がかり」なことに気付いたときに連絡をいただく見守りネットワークや見守りボランティアによる高齢者見守り訪問事業等の活動が行われ、正しい知識の普及と支え合いの意識向上が図られている。あわせて、ボランティアグループによる交流サロン、子ども食堂や子どものサードプレイスなど、人と人がつながり支え合う様々な活動が行われている。
- 区内の5地区で、住民等多様な主体が参画する情報共有・連携の場である「協議体」が、活動情報の発信や人材の掘り起こし、地域色のあるイベント等を行い、地域における支え合い活動の浸透を図っている。その一方で、高齢者が中心となって活動を支える傾向にあり、担い手不足が課題となっている。また、協議体での地域課題の共有から課題解決の取組や実際の生活支援サービスの創出につなげていくことが必要である。

7 地域福祉に関する調査から

（別途配布済み「目黒区地域福祉保健医療計画の策定に関する調査結果」）

- 区が令和7年7月に民生委員児童委員や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、主な活動内容に「見守り・声掛け」「高齢者支援」「情報交換・情報発信」「交流・互助・談話」などが挙げられ、地域の中で課題に感じることで、世代間の交流や近所の交流が少ないとする答えが特に多かった。
- 複雑な課題を抱えた世帯の支援経験は6割近くが「有る」とし、支援の中での困り事として、「個人情報取り扱いの難しさ」や「支援の拒否」、「各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」ことが多く挙げられている。支援が必要と思われる世帯を発見した際の相談・連絡先としては、「地域包括支援センター」や「民生委員児童委員」が多く、協力・連携している団体及び連携を強化したい団体には、いずれも「町会・自治会、住区住民会議」と「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」が多く挙げられた。
- また、活動上の困り事は、「新しいメンバーが入らない」など担い手不足が特に多く、区には、活動上必要な情報の提供や人材確保への支援を期待しているという回答が多い。

【取組の方向性】

1 包括的な支援体制の更なる展開

- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする本人と、その家族を含めた世帯全体への支援が必要である。年齢やライフステージ、世帯構成、抱える課題の内容や程度によって支援が途切れてしまわないように、支援機関や地域の活動団体等の多様な主体から成る多角的・多面的・重層的な支援による継続的な体制整備の取組が求められる。

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援機関が協力して生活課題を抱える人や世帯を包括的に支える体制整備を行うものである。体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要であり、重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための重要な手法となっている。
- 本格実施から2年目を迎える同事業は、支援関係機関との連携・協働を進めて事業を定着させること、地域と支援関係機関をつなぐ機能を充実させることが必要であり、取組の適切な評価が求められる。
- コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）による地域づくりや参加支援、アウトリーチ等による伴走支援の取組は、重層的支援体制整備事業の中で幅広く位置付けられており、CSWが生活支援コーディネーター兼務という強みを活かしながら、公的支援機関と地域をつなぐ重要な役割を果たすことを期待する。CSWの活動では、従来の困難事例への対応に加え、地域住民の日常的な困りごとを早期に把握し、地域資源につなぐ仕組みや関係づくりが重要である。そのためには、CSWの役割を積極的に情報発信するとともに、巡回相談等の身近な相談の機会を増やす環境整備が必要である。あわせて、生きづらさを抱える人の居場所づくりや多様な人が活躍できる地域づくりが一層求められる。

2 包括的相談支援体制の充実

- 福祉の総合相談窓口では、関係機関との連携を強化し、職員の様々な分野に及ぶ知識の習得と相談スキルの向上を図りながら、分野横断的な相談支援の更なる充実に取り組むことが必要である。
- 地域包括支援センターでは、潜在化・複雑化・多様化したニーズに対応するため、地域の関係機関・団体・事業者と連携したネットワークの構築と、その強化が求められる。
- 障害者の相談支援では、相談支援事業所と地域生活支援拠点、基幹相談支援センター、及び関係機関との連携を強化し、地域全体での質の向上が求められる。あわせて、将来にわたって、安定かつ持続的に相談支援の受け皿を確保する体制について更に検討する必要がある。相談支援事業委託の再整備や地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの機能強化を図るための適切な評価・検証の仕組みの構築が必要である。

3 地域の支え合いの推進

- 区民の地域社会への関心を高め、多様なつながりを生み出す地域づくりを進めていくことが大切である。区は社会福祉協議会と連携して、地域の情報を区民に積極的に提供し、活動への参加につなげる取組を行いながら、多様な担い手の確保、リーダー等の人材育成を支援することが必要である。また、地域資源やネットワークを活用した居場所づくりや支え合い活動の立ち上げ、継続に向けた運営等への支援も求められる。
- 地域の団体が困り事を抱える世帯を支援する際に、支援機関との連携は欠かせない。支援

機関には、団体等に必要な公的サービス等の情報を提供するとともに、個人情報保護に配慮した情報の共有や役割分担を明確にし、適切な支援につなげることが求められる。こうした連携体制の整備に区と社会福祉協議会は取り組むことが必要である。

- 生活支援体制整備事業の「協議体」は、生活支援コーディネーターの活動と連動して、具体的な生活支援サービスの創出や地域課題解決に取り組む実践の場として発展することが期待される。そのために、高齢者中心の担い手に、若年層や子育て世代など幅広い世代を加えて、地域全体を巻き込んだ持続可能な支援体制を整えることが求められる。

4 包摂性のある地域社会に向けて

- 多様性を認め合い、困難を抱えた人を排除しない包摂性のある地域社会にしていくことが大切である。誰もが取り残されることなく、地域社会に参画し共に生活していくことができるよう、個別支援と地域づくりが連携した取組や、住民同士で支え合う関係づくりへの支援が求められる。

【国の動き】（参考資料6 社会保障審議会福祉部会報告書概要（令和7年12月18日））

- 国の社会保障審議会福祉部会の報告書は、「全ての市区町村で、多様な生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力的に推進していくこと」、及び「地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会の更なる実現・深化を行うこと」が重要とした。この観点に立ち、包括的な支援体制整備に向けた対応、頼れる身寄りがいない高齢者等の対応、成年後見制度見直しへの対応等について提言を行っている。
- 令和6年4月施行の改正障害者総合支援法は、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターを障害者等の地域生活支援体制の要とし、地域移行推進の役割を担うものと位置付けている。

福祉分野の重点事項2（地域福祉）（案）（第2回配布資料）

誰もが安心して地域で暮らせる支援の推進

【検討の視点】

- 長引く物価高騰等による経済的な困窮とともに、単身世帯の増加に伴い家族機能が低下し地域のつながりも希薄化する中で、様々な生活課題を抱える人が世代に関わらず今後も増えていくことが見込まれる。誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、一人ひとりに寄り添い、個人の尊厳と意思を尊重して、その人の持つ力を引き出す支援と地域で支える仕組みが求められている
- こうした課題に対応する目黒区の主な取組として、ここでは、「住まいの支援」、「ひきこもりの状態にある人への支援」、「高齢者を中心とした身寄りのない人への支援」、「権利擁護支援」の4つを取り上げる。
- これらの取組は、相互に関連しながら、いずれも先に検討した包括的な支援体制の充実を図ることにより、推進されるものとする。ただ、着手段階のものもあり、その在り方を含めて課題を整理し、今後の展開を検討することが必要である。

1 住まいの支援（参考資料7：相談実績、支援事例、法改正概要）

【現状・課題】

- 住まいは、人が地域社会のつながりを保ちながら生活していく拠点であり、その確保は、自立した生活を支える基本となるものである。持ち家のない単身高齢者世帯数の増加、物価高騰に伴う困窮状態に陥った生活困窮者の増加等、社会経済状況が大きく変化する中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住まいの支援は重要な施策となっている。
- 高齢者をはじめ、障害者、ひとり親家庭、低額所得者など、住宅の確保に特に配慮を要する「住宅確保要配慮者」は、自力で住まいを確保することが難しい場合がある。このため、住まいの確保には様々な支援が必要であり、行政の福祉部局と住宅部局等の関係部局、地域福祉団体及び不動産団体等による一体的な取組が求められている。
- 区では、包括的な相談支援機関である「福祉の総合相談窓口」に住まいの相談員を配置し、生活支援と一体的な住まいの相談支援を強化することで、ワンストップ型の相談支援体制の更なる充実を図っている。さらに、「目黒区居住支援協議会」では、地域福祉団体、不動産団体、行政が一体となって住宅確保要配慮者の居住支援に関する必要な支援策について専門的な意見交換を行い、福祉型の居住支援を推進している。
- 身体状況や経済状況などによる多様なニーズに応じて住まいを選択できるよう、高齢者福祉住宅の提供、都市型軽費老人ホームや障害者グループホーム等の施設整備の支援を行うとともに、民間賃貸住宅の情報提供、家賃等債務保証及び家賃助成を行っている。

【取組の方向性】

- 転居により居住地域や環境が変わることは、地域とのつながりや、かかりつけ医への受

診、介護サービスの利用など、生活していく上での様々な影響をもたらすため、住まいの確保にあたっては、民間賃貸住宅への入居促進のみならず、健康状況や介護等によりどのような住まいが望ましいのか、本人の意思を尊重しながら、多様な視点での支援が求められる。

- 居住の安定により地域生活の向上を図るためには、福祉の総合相談窓口での住まいに関する相談を通じて、本人が必要な生活支援を受けられるよう、関係機関と連携した包括的な支援を着実に行う必要がある。さらに、地域住民やボランティアなどによる見守りの活動を進めていくことも重要である。
- また、不動産事業者や家主の理解の促進を図るとともに、居住支援協議会での情報共有や意見交換、取組の検証を踏まえ、居住支援施策に関する既存事業やサービスの在り方について検討し改善していくことが求められる。
- あわせて、家賃助成等の居住支援施策のほか、民間事業者による都市型経費老人ホーム、地域密着型サービスや障害者グループホーム等の整備促進に取り組むことも不可欠である。
- こうした取組の検討にあたっては、目黒区住生活マスタープランとの整合を図っていくことが必要である。

【国等の動き】

- 令和6年4月、単身高齢者世帯の増加等を踏まえた安定的な居住確保の支援等を目的に、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月に施行された。これにより、生活困窮者自立支援法に居住支援の強化が新たに定められた。
- 令和6年6月、住宅確保要配慮者の円滑な入居促進に向けて、住宅セーフティネット法等の一部を改正する法律が公布され、令和7年10月1日に施行された。これにより、居住支援法人等が要配慮者のニーズに応じて安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う居住サポート住宅（居住安定援助賃貸住宅）の認定制度が創設された。

2 ひきこもりの状態にある人への支援（参考資料8：相談・事業の実績、支援事例）

【現状・課題】

- ひきこもり、8050問題などの複雑な生活課題を抱えながら必要な支援を受けられず、孤立する人や世帯が多く存在することが近年明らかになり、深刻な社会問題となっている。
- こうした課題の多くは、本人や家族が自ら支援を求めることが難しい傾向にあることから表に現れにくく、周囲の人や支援者が気づかず、長期間、相談機関につながらない状況に陥りやすい。また、本人や家族の生きづらさや生活上の困難は、個別性が高く、既存の各制度では支援が難しい場合がある。
- 区では、福祉総合課と保健所に「ひきこもり相談窓口」を置き、様々な関係機関と連携して「断らない相談支援」に取り組むとともに、随時の相談に加えて「ひきこもり相談会」

や「オンライン相談」を実施し、多様な相談の機会を設けている。令和元年度に 416 件だった相談件数は、コロナ禍の時期に減少したものの、令和 6 年度には 668 件となり、増加傾向にある。保健所では精神疾患の発病が原因でひきこもり状態となっていることが疑われた場合は、精神保健相談（精神科医との相談）等の事業を家族に利用してもらうなどで医療につなぐ支援を行っている。また、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカーが、地域活動の中で立ち上げを支援した「ひきこもり家族会」へのサポートを続けながら、区の「ひきこもり相談窓口」等の関係機関につなぐなど、家族への相談支援を行っている。

- こうしたひきこもりの相談から見えてきた支援が難しい要因には、「本人がひきこもりを認めない」、「家族がゴールを就労と考えたり、本人が怠けていると捉えたりするなど、家族の理解と協力が得づらい」などが挙げられる。その一方で、「本人は安心して過ごすことができ、専門的な支援者がいる居場所を必要としている」といった状況も伺える。
- 区が令和 7 年 7 月に民生委員・児童委員や地域で活動する団体、事業者等を対象に実施した地域福祉に関する調査では、ひきこもりの相談を受けたことがあると回答した団体等は約 15%で、その対応に困ったこととして「家族には会えるが、本人に会うことができず支援につながりにくい」「子どもの場合は、教育と福祉の窓口が分かれているため対応しにくい」などの記述回答があった。
- 相談支援機関や活動団体等、様々な関係者が把握し受け止めた実際の状況を踏まえて、取組を進めていくことが重要である。併せて、ひきこもりについて区民が正しく理解することが大切であり、普及啓発の講演会や様々な媒体による相談窓口の周知を一層進めていく必要がある。

【取組の方向性】

- 令和 7 年 4 月に、ひきこもりの状態にある人を対象とした居場所づくりを始めた。運営を NPO 法人「楽の会リーラ」に委託し、ひきこもり経験者や家族がピアサポーターとして活躍できる場を創設した。当事者目線での運営により本人が安心して参加できる環境を月に一度、提供しており、参加者は、4 月当初は 10 人だったが、10 月には 14 人となり増加傾向にある。
- 居場所は、ひきこもりの状態にあり生きづらさを感じる人が安心して過ごすことができ、多様な社会参加や仲間づくりの場であるとともに、就労支援や自立相談支援機関等につながるきっかけとなる情報に触れられる場にもなっており、その充実が求められる。
- また、ひきこもりの状態にある人の視点に立つと、支援は区内に留まらず、自治体をまたいだ広域的な連携による取組が効果的である。近隣自治体や関係機関と情報交換を行いながら支援の輪を広げていくことが必要である。

【国等の動き】

- 令和 7 年 1 月に厚生労働省がひきこもり状態にある人やその家族に関わる支援者向けに

「ひきこもり支援ハンドブック～寄り添うための羅針盤～」を示した。ひきこもり支援の対象者は、「社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ、支援を必要とする本人及び家族」とされ、その状態にある期間は問わないとされている。

また、ハンドブックは、ひきこもり支援の目指す姿として、本人及び家族自身の意思で今後の生き方や社会との関わり方などを決める「自律」を掲げた。相談支援機関は、本人及び家族の尊厳を守り、寄り添いながら丁寧な相談支援を実施すること、一人ひとりの思いを受け止め、そのペースに合わせたオーダーメイドの伴奏型支援を継続することが求められる、としている。

3 高齢者を中心とした身寄りのない人への支援

（参考資料9：人口・世帯数の推移予測、国・都の関連事業の概要）

【現状・課題】

- 高齢者を中心として単身世帯等の増加が見込まれる中、身寄りのない高齢者を対象とした身元保証や身元引受、日常生活の支援、死後事務委任を担う民間サービスの需要が高まっているが、ひとり暮らしの高齢者などがエンディング（終活）に関する不安を解消し、安心して生活が送れるよう、目黒区社会福祉協議会では啓発事業として、終活に関する講演会や相談会等を実施している。
- 相続・遺言をはじめとした、終身サポート事業などに関する相談があった場合は、同協議会の権利擁護センター「めぐろ」で可能な範囲で対応しているが、相談内容によっては、十分な支援につなげにくい等の課題がある。
- 目黒区の人口、世帯数の推移予測では、令和7年（2025年）に16,000余の高齢者単身世帯数は、令和42年（2060年）には33,000余となり、倍増する。全世帯数に占める割合も大幅に伸びる見込みである。生産年齢人口の減少が進むことを踏まえ、限られた人材・資源を有効に活用した支援の仕組みづくりが求められる。

【取組の方向性】

- 福祉の総合相談窓口や地域包括支援センター、社会福祉協議会等が相談を受け、関係機関と連携しながら支援を行っているが、判断能力が十分ではない方などの権利擁護支援との関連も含め包括的な支援に向けて、身寄りのない人が安心して暮らせる制度設計を検討していく必要がある。
- 国の検討会議では、日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用支援を行う現行の「日常生活自立支援事業」に、入院・入所手続き、死後事務支援を加えた事業の新設を提言している。新事業の具体的な実施に向けては、担い手の確保をはじめ、支援範囲の検討や関係機関との連携体制の構築等の課題整理が必要となる。このため、区は国の動向を注視しつつ、権利擁護支援の中心となる権利擁護センター「めぐろ」と検討を進め、高齢者を中心とし

た身寄りのない人への支援に取り組んでいくことが求められる。

【国等の動き】

- 令和7年5月の国の「地域共生社会の在り方検討会議」（中間とりまとめ）では、身寄りのない高齢者等への対応として、①相談支援機能の強化、②日常生活支援、入院入所手続支援、死後事務支援等を提供する第二種社会福祉事業の新設と多様な主体の参画、③ネットワークの構築（既存ネットワークの活用）を提言した。この提言を受けて、社会保障審議会福祉部会が令和7年12月にまとめた報告書では、新たな第二種社会福祉事業を創設し社会福祉法に位置付けることが必要とされた。
- 東京都は、令和6年度から「単身高齢者等の総合相談支援事業」を区市町村への補助事業として実施し、一般相談と弁護士等の専門職による専門相談を必須事業としている。

4 権利擁護支援（参考資料10：事業実績、国の関連資料）

【現状・課題】

- 区では、平成15年に権利擁護センター「めぐろ」（運営は目黒区社会福祉協議会）を開設し、成年後見制度推進機関として、制度の利用に関する相談、後見人等の候補者の紹介、後見人等へのサポート、市民後見人の養成、制度普及事業などに取り組んできている。
- 成年後見制度の利用促進のための法律や国の計画を踏まえ、区は、令和6年3月に「目黒区成年後見制度利用促進基本計画」を策定した。この計画に基づき、権利擁護支援を必要としている人も含めたすべての人が尊厳を保ち、自分らしく暮らし続け、地域社会に参加できるようにするため、福祉・行政・司法など多様な分野が連携する仕組みである「地域連携ネットワークづくりの推進」に取り組んでいる。令和7年3月には「目黒区成年後見制度に係る協議会（以下、「協議会」という）を設置し、協議会の運営などネットワークのコーディネート等を担う「中核機関」を目黒区社会福祉協議会に委託している。
- 中核機関のコーディネート機能には、①相談受付、アセスメント、支援方針の検討、②制度の利用促進（候補者の推薦等）、③後見人等への支援（モニタリング、バックアップ）などがあるが、令和7年度は、①の充実を目指し、区長申立て（親族に代わり区長が後見等開始の申立てを行う制度）に係る検討及びその体制の充実に取り組んでいる。
- 区長申立てでは、協議会を月1回開催し、構成員は各専門職と区の担当職員で、中核機関である権利擁護センター「めぐろ」が運営にあたっている。協議会では、対象者の状況確認、支援内容や方向性、後見人に求められる資質等を検討しており、こうした検討の積み重ねを活かした、区長申立て以外のケースへの対応を見据え、意見交換が行われている。

【取組の方向性】

- 区民一人ひとりの権利と利益を守るため、現計画の基本的な考え方にある「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」（日常的に本人を支える「チーム」、専門的な支援を連携して提供する「協議会」、ネットワーク全体の調整役である「中核機関」の三つで構成）によ

り、成年後見制度の利用促進に引き続き取り組むことが必要である。その上で、今後、予想される関連法や制度の改正等を踏まえて、権利擁護支援のための具体的な施策展開が求められる。

- また、総合的な権利擁護支援策の充実を目指して、成年後見制度以外の支援策（日常生活支援、入院入所支援、死後事務支援等）についても、本人の意思決定支援を重視した包括的な取組が必要である。国の動向を注視し、多様な主体の参画を検討しながら、多様化する権利擁護支援に取り組むことが求められている。

【国等の動き】

- 制度開始から四半世紀を経過した成年後見制度は、社会状況の変化を踏まえ、制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続や権利利益の擁護等を一層図る観点から見直しが必要とされ、法制審議会民法（成年後見等関係）部会で検討が行われていた。同部会は、令和8年1月に成年後見制度に係る民法等の改正に関する要綱案を決定した。制度見直しの主な内容は、本人の判断能力に応じて権限に差を設けた3類型のうち、「後見」と「補佐」を廃止し、適用範囲を拡大した「補助」に一本化すること、必要とする支援の内容によって、代理権付与等の利用する制度を選択できるようにすることなどである。
- 令和7年9月の社会保障審議会福祉部会では、判断能力が十分ではなく権利擁護の必要性がある方への支援には、市町村・中核機関による権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を基盤として、関係機関で相談を受け、関係者間の情報共有や支援方針の検討を通じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を含めた地域の権利擁護支援策を調整して、チームによる適切な支援が行われるようにすることが必要とされた。同部会が令和7年12月にまとめた報告書では、その対応の方向性として、権利擁護支援のコーディネート等を行う事務など市区町村における業務の整理・明確化、当該コーディネートを行い権利擁護の相談支援の中核的な役割を担う機関として中核機関を位置付けること、個別事案に関する支援方針の検討等を行う会議体の設置に関して、福祉の他分野の会議体とも相互に連携を図るよう努めることなどが示された。
- さらに、同報告書では、福祉サービス提供等における意思決定支援への配慮の必要性を明確化することが必要であるとした。

福祉分野の重点事項3（高齢者福祉、介護保険）（案）（第3回配布資料）

高齢化の更なる進展に対応した取組の推進

【検討の視点】

- いわゆる「団塊ジュニア世代」が高齢者となる2040年には、高齢者世帯、特にひとりぐらし高齢者の増加が見込まれ、地域における支援ニーズが多様化すると予測される。このため、地域包括ケアシステムのさらなる深化と推進が不可欠である。
- 少子高齢化と人口減少が同時進行する中で、高齢者が、それぞれの意欲や能力に応じて、経済や地域社会の様々な活動に参画する機会を得て、最後まで尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる環境を整備することが求められている。
- 介護やフレイル予防の推進には、加齢に伴う心身の衰えを早期に気付くとともに、社会参加を伴う運動等の活動を継続できる仕組みづくりが重要であり、普及啓発の推進や住民主体の介護予防活動の更なる活性化が求められている。また、高齢者の社会参加は孤立防止や生きがいの創出に寄与するため、交流拠点の充実やシルバー人材センター等を通じた就業機会の提供を進める必要がある。さらに、地域包括ケアシステムの拠点となる地域包括支援センターの機能強化や認知症施策を総合的に強化し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指した取組を検討する必要がある。

1 地域包括支援センターの機能強化

（参考資料3：地域包括支援センター事業の実績、参考資料11：厚労省検討会資料）

【現状・課題】

- 区は、地域包括支援センターを「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」と位置づけ、地域包括ケアシステムの拠点として、生活圏域ごとの5地区に1か所ずつ設置し、保健師・看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員などの専門職を配置している。
- 介護保険法で定められている包括的支援事業及び第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）に加え、保健福祉の総合相談支援及び介護保険認定申請や保健福祉サービス（一部の障害福祉サービスを含む。）等の受付業務も委託している。
- 目黒区の地域包括支援センターは、高齢者のみならず、障害者、子ども、生活困窮者など、すべての区民を対象に、世帯が抱える複合的な課題を丸ごと受け止め、専門機関や区の関係部署、地域の様々な団体や関係者と密接に連携・協働して、適切な支援や地域資源につなげる役割を担っている。
- 平成27年度からは、気軽により身近な場所で相談できるよう、住区センター等を会場として出張相談を開始し、17か所（令和7年12月末日現在）まで拡充し、町会・自治会・住区住民会議等、地域とのつながりを深めてきた。

【取組の方向性】

- 地域包括支援センターへの相談は件数の増加とともに、相談内容が多様化・複雑化・複合化しており、潜在的なニーズの掘り起こしも求められている。

- 少子・高齢化の進展や社会的孤立、経済格差などの複雑化する社会課題により、地域包括支援センターが「住民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口」として担う役割は、ますます増えることが想定される。
- 地域包括支援センターの更なる相談支援の充実やアウトリーチ機能の充実を図る必要がある、人員体制の強化、職員の資質向上及びマネジメント力の向上、多様な職種や機関との連携・協働・ネットワークの構築が求められる。
- これらに対応するため、地域包括支援センターに配置している地域連携コーディネーターを中心とした、見守り活動や住民活動を通じた地域ネットワークの構築とともに、在宅療養コーディネーターを核とした在宅医療と介護の連携強化や認知症支援コーディネーターが中心的な役割を担う認知症相談支援の充実積極的に取り組む必要がある。あわせて、社会福祉協議会が配置しているCSWとの連携や地域ケア会議の充実により、個別支援の強化や地域課題の発見及び地域づくり・資源開発等の取組を進めることが求められる。
- さらに、地域包括支援センターの認知度向上の取組や身近な場所で相談できる出張相談の拡充等、住民が相談しやすいさらなる環境づくりが必要である。

【国等の動き】

- 厚生労働省は、団塊世代が75歳以上となる2025年を目途に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられることを目的とした「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきた。「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の五つの要素を一体的に提供することを基本理念としており、地域包括支援センターが中核的な役割を担い、行政、医療機関、介護事業者、地域住民、ボランティアなどが連携して支援体制の構築を進めてきた。
- さらに、2040年には65歳以上の高齢者数がピークを迎え、85歳以上人口の増加により医療と介護の複合的ニーズが一層高まることが予測されている。こうした状況を踏まえ、国の「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会では、地域包括ケアシステムを深化させること、医療と介護の一層の連携を図り切れ目のないサービスを提供すること、そして医療・介護・予防・生活支援等を包括的に確保し地域全体で支える体制を強化することが必要であるとしている。
- 今後は、こうした理念を踏まえ、地域における多職種連携や住民参加をさらに進め、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現が求められている。

2 認知症施策の推進

(参考資料 12：認知症検診事業の実績、参考資料 13：厚労省資料、参考資料 14：東京都資料)

【現状・課題】

- 国の推計では、令和7（2025）年の認知症の高齢者数は約472万人で、令和12年（2030年）には約523万人、令和22（2040）年には約584万人となり、65歳以上の高齢者の約7人に一人が認知症になると見込まれている。
- 区では認知症の人が自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域で認知症の人と家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成を進めている。
- 認知症の人と家族の視点に立った取組として、認知症の人や家族等がリラックスして過ごせる居場所となる「Dカフェ」「コミュニティカフェ」や、家族介護者等がお互いの介護について悩みや不安を共有し情報交換を行う「介護者の会」を地域のボランティアの運営により実施している。また、当事者による発信の機会として本人ミーティングを開催している。
- 認知症の早期発見、早期診断及び早期対応の取組としては、認知症検診「目黒区もの忘れ検診」や、認知症専門医を含めたチームによる「認知症アウトリーチ事業」「認知症初期集中支援事業」など、医療機関等と連携した取組を実施している。
- 認知症に係る相談支援として、認知症安心ガイドブック（認知症ケアパス）の発行や日常的な相談支援窓口である地域包括支援センターに「もの忘れ相談窓口」を設置するとともに、周知を行っている。また、若年性認知症への取組として正しい知識と理解を深める講演会の実施や相談窓口の周知、家族介護者等の交流の機会として家族会を実施している。
- 認知症基本法の理念を踏まえ、認知症の人や家族の声を尊重し、認知症の人や家族の視点に立って、認知症に関する正しい知識と理解の促進、認知症の早期発見や早期対応の推進、認知症の人と家族等に寄り添った相談支援の充実や地域づくりの推進等が必要である。

【取組の方向性】

- 認知症基本法で示された「新しい認知症観（※）」に基づき、誰もが認知症を自分事として捉え、認知症の人も含めた一人ひとりが共に支えあって生きる社会を目指し、認知症に関する正しい知識と理解を促進するための普及啓発を推進していくことが求められている。
- ※認知症になってからも、一人ひとりができることや、やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考えかた。
- 若年性認知症（※）の人も含めた、認知症の人が思いを発信する場や社会参加の機会創出、居場所づくりを図り、認知症の人の意向を尊重しながら取組を進める必要がある。
- ※65歳未満で発症する認知症で、働き盛りの時期に発症するため、就労や子育て、家計など高齢期とは異なる特有の課題を抱えている場合が多い。
- 認知症検診事業（参考資料3参照）を推進し、医療機関や地域包括支援センターとの連携による、認知症の早期発見、早期診断及び早期対応を図る必要がある。

○認知症の人と家族等が、必要な医療や福祉サービス等の社会資源につながるための、相談支援体制の充実や情報交換の機会創出が必要である。

○認知症の人と家族等を支える地域づくりのため、地域で認知症の人とその家族を見守り、支援するための仕組みやネットワークの構築が求められる。

【国等の動き】

○令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、12月に認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）が決定された。認知症基本法は、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、認知症の人の意思や意向の尊重、認知症に関する正しい知識や理解の浸透、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むための支援等を基本理念に掲げている。区市町村においては、地域の実情に即した認知症施策推進計画等の策定が努力義務とされている。

○東京都では、令和7年3月に認知症基本法に基づき、「東京都認知症施策推進計画」を策定し、東京都の認知症施策に関する基本的・総合的な方向性を示している。（参考資料5参照）

3 高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしく安心して暮らせる地域社会の構築

【現状・課題】

○少子高齢化と人口減少が進行する中で、高齢者への支援の取組だけではなく、持続可能な社会を現役世代と共に担う存在として認識するとともに、高齢者の誰もが尊厳を保ち、自分らしくいきいきと暮らせる地域社会をつくることが重要になってくる。そのためには、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、就労や居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。

○令和4年度に区が実施した「高齢者の生活に関する調査」では、いきがいや社会参加に関して、「参加したい、参加してもよいボランティア活動はどれですか？」という問いに、64.4%が「特にない（無回答を含む）」と回答しており、実際にボランティアグループの活動に月1回以上参加している人は7.5%だった。他に、月1回以上の参加状況を見ると、「スポーツ関係のグループやクラブ」が23.5%、「趣味関係のグループ」が21.7%、「学習・教養サークル」が7.3%、「竹の子クラブ（老人クラブ）」が3.3%となっている。このように、比較的、気軽な活動が行われている傾向も踏まえ、高齢者が地域とつながり役割を持てるような社会参加を進める環境整備も必要である。

○また、同調査では、デジタル技術の活用について、スマートフォンやパソコンなどの通信・通話機器の使用状況として、「スマートフォンを使っている」と回答した人の割合は68.0%、「パソコンを使っている」が39.4%だったのに対し、11.9%の人は「どれも使っていない」と回答している。デジタル機器の活用の割合が高齢者の社会参加に何

らかの影響を与えている可能性もあり、その視点からの検討も必要である。

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に対し、高齢期の安全・安心を担保する基本的な取組である「ひとり暮らし等高齢者登録」の登録者数は横ばいである。単身高齢者・高齢者のみ世帯のニーズに応じた多様な支援も引き続き課題である。

【取組の方向性】

- 高齢者の社会参加を促進するための「場所」と「機会」の提供という視点からは、高齢者が気軽に訪れることができる場を提供するとともに、広く多世代が交流する地域の居場所づくりを推進することで、高齢者がいつまでも地域とのつながりを持ちながら健康的に暮らしていけるよう多様な取組を進めることが大切である。
- 引き続き、竹の子クラブの活動支援や高齢者センターの機能充実を図り、高齢者の生きがいづくりや仲間づくりの活動を支援することも必要である。また、65歳以上の就業者が増加し続けていることを踏まえて、高齢者のこれまでの知識や技能を活かした地域活動や就労への支援を通じて、経済や地域社会における担い手を確保していくことが求められる。併せてデジタル技術を利用した取組やデジタルデバイドの解消が必要である。
- 一方で、単身高齢者や高齢者のみの世帯の更なる増加が見込まれる中、高齢者が安全・安心に暮らせるように、食に関するサービスなどの日常生活への支援とともに、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関や団体等のネットワークを強化し、個々人が抱える多様で複雑な課題に対応する包括的な支援を一層進めていく必要がある。
- 高齢期という概念に対する社会全体の認識転換や行政が行う施策の方向性を整理し、適正かつ効果的・効率的に進めることが求められており、生産年齢人口の減少に伴う人手不足の深刻化が見込まれる中で、専門性や多様な視点を持つ団体や事業者等との連携・協力体制のもと、中長期的な視点を持って事業を進める必要がある。

【国等の動き】

- 高齢社会対策大綱（令和6年9月閣議決定）では、「高齢社会対策」は、高齢者の割合が大きくなる中で持続可能な社会を築いていくための取組であり、人口構成や社会構造の変化に伴い、経済社会の担い手の不足などのほか、一人暮らし高齢者の増加等のライフスタイルの変化や認知機能が低下する人の増加に伴う課題があるとした。これに対し、生涯を通じて活躍できる環境の整備、一人暮らし高齢者の増加等に対応できる環境の整備、身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備を基本的な考え方として提言している。あわせて、幅広い世代における加齢に関する理解の促進や、テクノロジーに関する学びの充実による高齢期のデジタルデバイドの解消など学習・社会参加の取組を挙げている。
- 社会保障審議会介護保険部会では、「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和7年12月）の中で「福祉サービス間の連携に加え、介護や福祉以外の地域資源（地域におけるまちづくりや高齢者の移動支援等の取組）との効果的な連携が重要」としている。

4 介護予防・フレイル予防の推進

(参考資料 14：介護予防・フレイル予防の実績、参考資料 11：厚労省検討会資料)

【現状・課題】

- 高齢者が要介護状態になることを防止し、要介護状態にあっても状態の悪化防止・改善を目指す「介護予防・フレイル予防」の取組は介護保険制度創設時から重要な取組の1つである。高齢化の更なる進展が見込まれる中、地域活力の維持・向上や、介護保険制度の持続可能性の確保の観点からも、介護予防・フレイル予防の更なる推進を図っていくことが必要である。
- 介護予防・フレイル予防を推進していくためには、機能回復訓練など高齢者本人へのアプローチだけではなく、高齢者とその家族等も含め理解促進を図るための普及啓発や、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスの取れた取組が求められている。
- 区では、運動や栄養教育等の介護予防に資する教室や講演会等の実施や、区民ボランティアであるシニア健康応援隊（介護予防リーダー）が運営する手ぬぐい体操活動拠点など、住民主体の介護予防活動の支援を行っている。更に、令和5年度から、医療・介護データ分析によるハイリスク高齢者等に対する個別的支援等を行う保健事業と介護予防の一体的実施に取り組んでいるほか、令和7年度には比較的若年層に位置する高齢者を主な対象とした新たなアプローチとして、ダンスを活用した介護予防・フレイル予防事業を開始するなど、一人でも多くの区民が介護予防・フレイル予防に取り組むことができる環境整備に努めている。

【取組の方向性】

- 住民主体の「通いの場」の充実は、高齢者に社会参加の場を提供し、要介護状態となるリスクや認知症発生リスクの低減に効果的であるとされているほか、参加者同士のつながりや交流による活力のある地域づくりにも寄与することから、今後も取組を発展・拡充していく必要がある。
- 現在、区における「通いの場」として、めぐろ手ぬぐい体操活動拠点（区内11か所13グループ）のほか、シニアの部活事業により立ち上げ支援を行った小規模グループが活動しており、各グループが工夫を凝らしながら、各地区で特色のある活動を行っている。
- これらの「通いの場」の活動の活性化や継続的な場の拡大に向け、様々な広報媒体を活用した効果的な活動の周知や、地域包括支援センター等における相談者に対する個別的アプローチを通じた参加者の拡充の取組、専門職の派遣などによる継続的な活動支援、新たな「通いの場」の立ち上げに向けた支援に取り組んでいくことが必要である。
- また、「通いの場」の活動の継続のためには、区や地域包括支援センターをはじめとした関係機関が、区内における「通いの場」の現状等について定期的に情報共有を図り、連携しながら活動支援を行っていくことが求められる。

【国等の動き】

- 「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会が令和7年7月に公表した「とりまとめ」においては、介護予防等の取組や地域のインフォーマルな支え合いの重要性が述べられており、「通いの場」については、認知症予防、多世代交流や就労的活動など、地域のニーズに応じた多様な機能を有する場として、地域共生社会の実現に向けて発展・拡充させていく必要性があるとされている。
- また、「通いの場」の取組、介護予防・日常生活支援総合事業における「短期集中予防サービス」、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施など、従来個別事業として取り組んできた介護予防関連施策については、連携の方法や専門職等の適切な関与の方策等について、今後議論が進められていく予定である。